

清水町 一般廃棄物処理基本計画

概要版



平成30年3月

清水町



清水町一般廃棄物処理基本計画 概要版

第1節 計画期間と目標年度

計画期間：2018年度（平成30年度）～2032年度（15年間）

中間目標年度：2022年度

中間目標年度：2027年度

計画目標年度：2032年度

2017年度	2018年度	19	20	21	2022年度	23	24	25	26	2027年度	28	29	30	31	2032年度	
見直し年度	計画期間（随時見直し）															
計画策定	初年度	→				中間年度	→				中間年度	→				目標年度

第1編 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

「第5期清水町総合計画」では環境保全活動の推進として“地球温暖化の防止、ごみの減量化や資源化の推進、新たな資源回収へ向けた取り組み”を掲げています。この施策を踏まえ、本計画の基本方針を定めます。

基本方針1：3Rのより一層の推進、食品ロスの削減を目指します。

基本方針2：町民・事業者・行政のパートナーシップを構築します。

基本方針3：広域処理体制を基本とし、環境負荷の少ない適正な処理・処分を推進します。

基本方針4：美化運動・不法投棄対策を進め、安全できれいなまちづくりを推進します。

基本方針5：循環型社会が実現できるよう環境教育・環境学習の充実を図ります。

基本方針6：非常災害における廃棄物の適正処理に関する施策の推進を図ります。

* 3R（スリー・アール）

循環型社会を形成するために必要な取り組みであるリデュース（Reduce、ごみの発生抑制）、リユース（Reuse、再使用）、リサイクル（Recycle、再資源化）の三つの頭文字「R」から名付けられた名称。

1. 収集・運搬計画

収集・運搬に関する基本事項を以下に示します。

1：排出されたごみを迅速、かつ衛生的に収集・運搬し、清潔な生活環境の保全に努めます。

2：広域処理への移行に伴い、ごみ出しルールの周知徹底に努めます。

3：地球温暖化ガス等環境負荷の軽減を図るため、低公害型の収集車の導入に努めます。

2. 中間処理計画

中間処理に関する基本事項を以下に示します。

1：資源ごみを除くごみの中間処理は、2019年度（平成31年度）以降、広域処理へ参画し将来的にも適正処理を維持します。

2：既存の焼却施設の解体を進めるとともに、建物を利用した積替え施設や資源ストックヤードへの活用を進めるものとします。

3：周辺環境の保全と安全性・安定性を確保した資源化処理を継続するとともに、効率的・経済的な運営管理体制の整備を図ります。

4：現在の資源化施設と既存施設の建物を利用して使用開始する積替え施設に関しては、計画的な保守・点検と補修整備を励行し、延命化に努めます。

3. 最終処分計画

最終処分に関する基本事項を以下に示します。

1：最終処分率の目標を計画目標年次 **2032年度**において15%台を目指します。

2：埋立終了後は速やかな廃止に向け適正な維持管理に努めます。

第2節 ごみの排出量及び処理量の見込み

1. 人口の将来予測

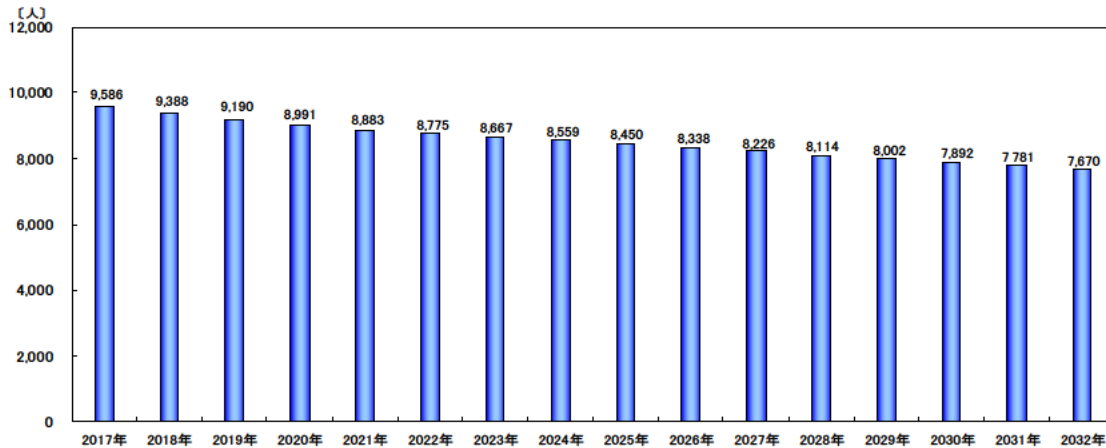


図1 行政区域内人口の推計

2. ごみ排出量の将来予測

家庭系ごみ 減量目標値	計画目標年次 2032年度 における1人1日当りの家庭系ごみ排出量を平成28年度実績より10%削減とします。
事業系ごみ 減量目標値	計画目標年次 2032年度 における事業系ごみ排出量を平成28年度実績より18%削減（トレンド法による予測値）とします。

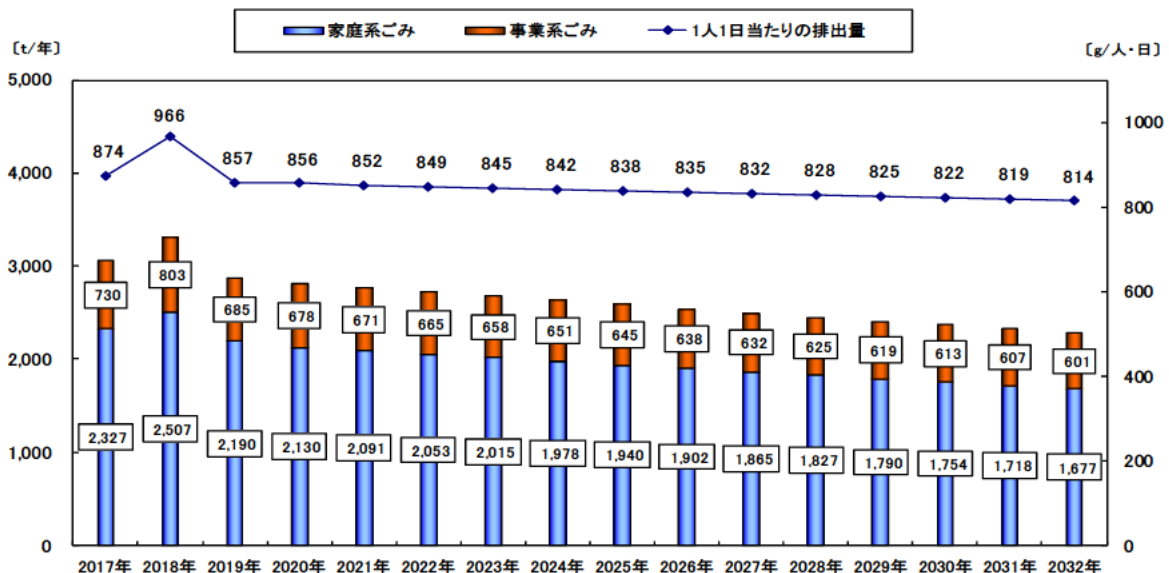


図2 ごみ総排出量の予測結果

行政区域内人口の推計

将来人口の推計は、創生本部事務局提供の国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計を用いて将来人口の予測値とします。

尚、社人研の推計値は5年毎の推計であるため、各年毎の推計値は、平均法による手法にて推計するものとします。

トレンド法

データの分析よりは時系列変化を重視して、データの傾向を分析する手法。

3. 資源化の目標と資源化量・資源回収率（リサイクル率）

資源化目標値 資源回収率（リサイクル率）を中間目標年次**平成2032年**において30%を目指します。

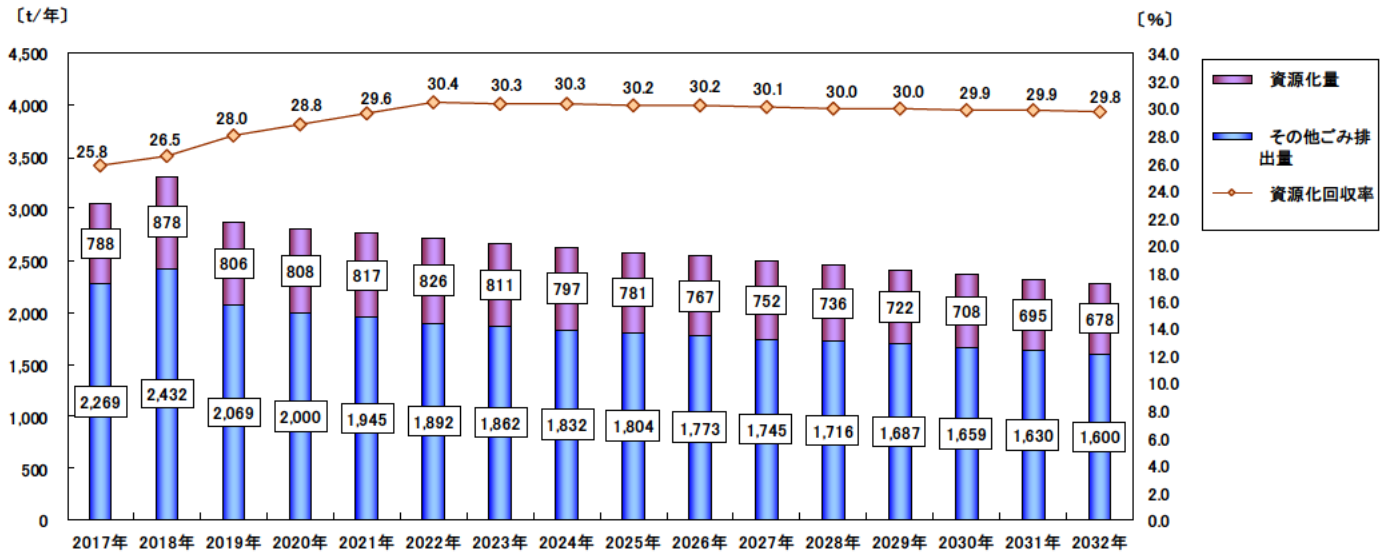


図3 資源化目標に基づく資源回収率の推計

第3節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

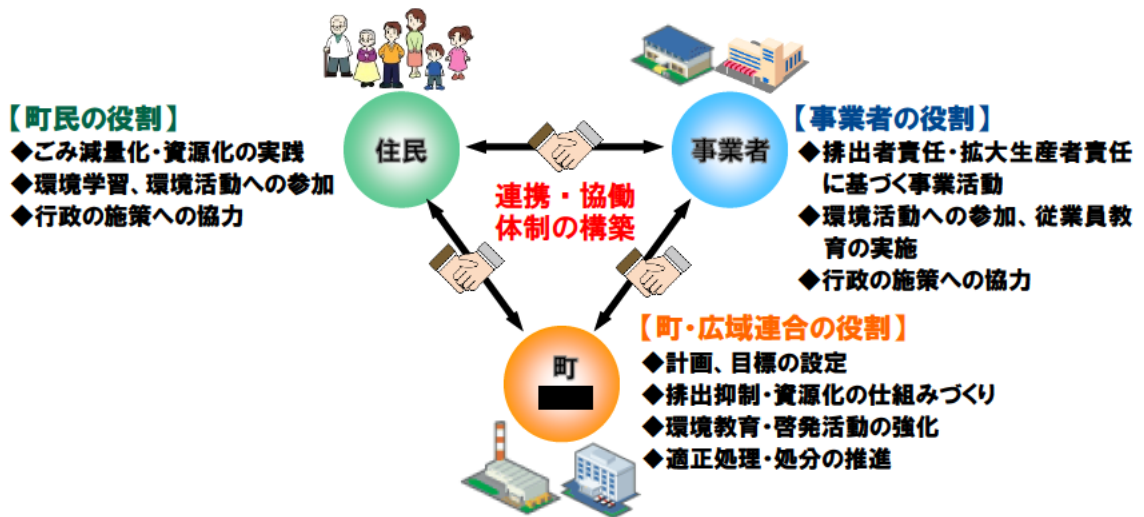


図4 排出抑制のための住民・事業者・行政の役割分担

住民の役割

1. ライフスタイルの転換
2. リサイクル活動への積極的参加
3. 行政の施策への協力

事業者の役割

1. 製品の製造業者における排出抑制
2. 製品の流通・販売業者における排出抑制
3. 事業活動全般での排出抑制
4. 食品廃棄物の排出抑制

町の役割

1. ごみ減量化・資源化目標の設定と発信
2. 教育・啓発活動の充実
3. 多量排出事業者への減量化指導の徹底
4. レジ袋の追放・包装の簡素化の推進
5. 行政における率先的取組み
6. フリーマーケット等の情報提供
7. ごみ処理有料化の適正化
8. 不適正処理・不法投棄対策の強化

第4節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

※⑩資源回収するスプレー缶・金属類

分別収集区分			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別。紙製容器は古紙類と同時収集。
		①-2 ガラスビン	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類(新聞・雑誌)		
	③資源回収する食用油		
	④燃やせるごみ(容器包装以外の廃プラスチック類を含む)		
	⑤燃やせないごみ		
	⑥その他専用の処理のために分別するごみ(電池、蛍光灯、刃物、ライター等)		
	⑦大型ごみ		
⑧使用済小型家電			
⑨繊維リサイクル			
⑩スプレー缶・金属類			

第5節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

分類	収集頻度	収集方式	収集形態	収集・運搬	
資源回収する容器包装	1回/週 農村部 2回/月	ステーション方式	空缶	透明な袋	委託
資源回収する古紙類			ペットボトル	透明な袋	
資源回収する食用油			空きビン	透明な袋	
資源回収するスプレー缶・金属類			その他プラスチック製容器包装	透明な袋	
資源回収する布類			その他紙製容器	透明な袋	
小型家電	随時	回収袋	回収袋は公共施設3箇所に設置	業者回収	
燃やせるごみ	2回/週 農村部 1回/週	ステーション方式	黄色の指定袋	委託	
燃やせないごみ	2回/月		緑色の指定袋		
大型ごみ			電話申し込みによる戸別収集		
有害・危険ごみ			中身の確認できる袋		

2. 中間処理計画

2018年度（平成30年度）までは、現在の処理システムを継続して行い、2019年度（平成31年度）以降は広域処理に参画し、複合事務組合が行う焼却処理、破碎・選別と町が行う資源ごみの資源化処理から構成される中間処理システムによって、ごみの適正処理を推進します。

中間処理対象物

■ 焼却処理：燃やせるごみ、破碎可燃残渣、資源ごみ不適物残渣

■ 破碎・選別処理：燃やせないごみ、大型ごみ

■ 資源化処理：資源ごみ

（アルミ缶・スチール缶、ガラスビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙類）、廃食用油、乾電池・蛍光灯・スプレー缶・金属類等

3. 最終処分計画

最終処分の方法として、2018年度（平成30年度）までは現状どおり町の最終処分場で埋立処分とし、2019年度（平成31年度）の広域参画後からは複合事務組合の最終処分場で埋立処分します。

埋立対象物

■ 焼却残渣（焼却灰、集じん灰）

■ 破碎・選別処理残渣（破碎処理残渣）

■ 直接埋立物（処理不適物）

第6節 現在と計画目標年次におけるごみ処理フロー

(単位：t)

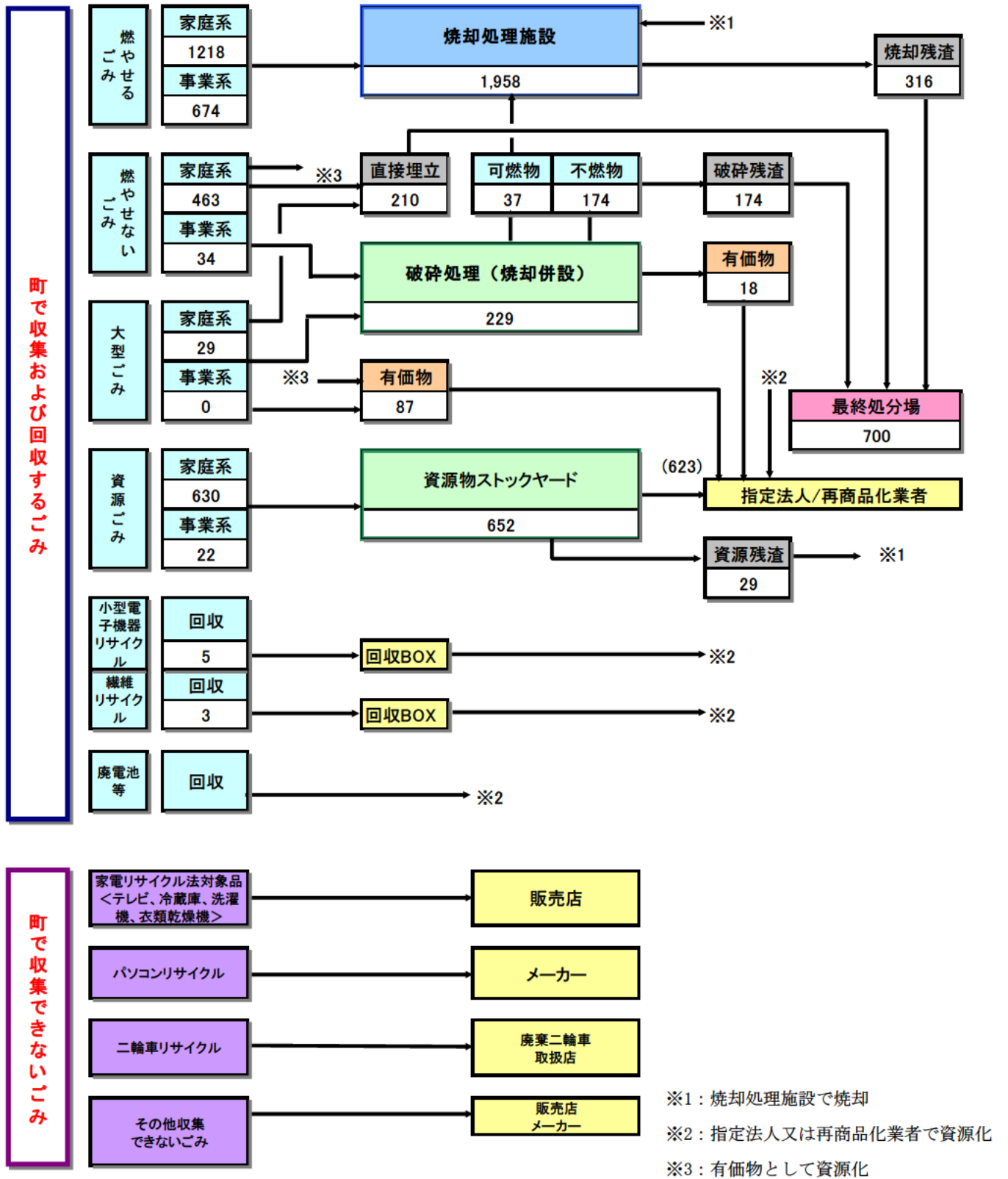


図5 現在のごみ処理フロー (平成28 ~~2016~~年度)

(単位：t)

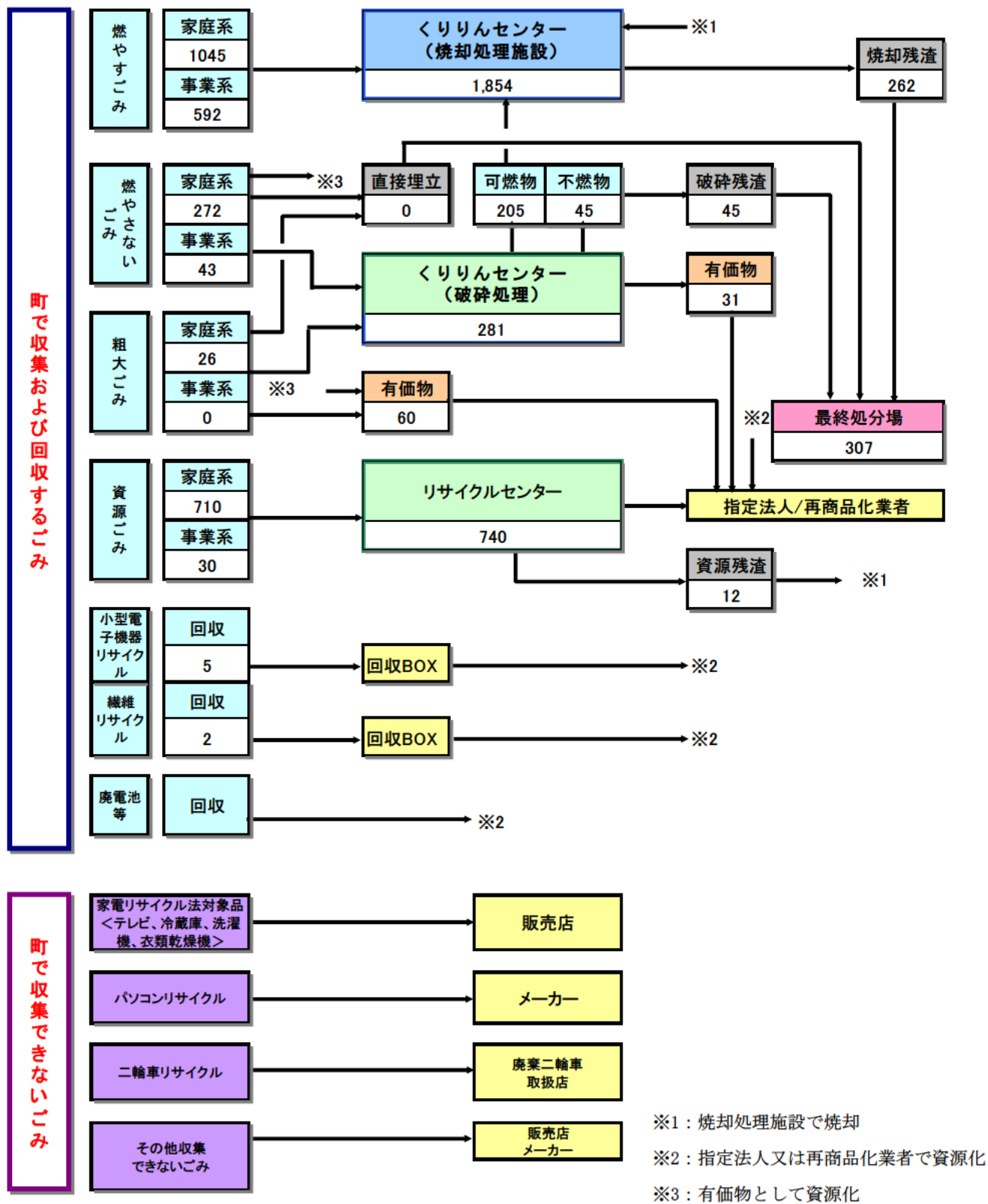


図6 計画目標年次におけるゴミ処理フロー (2032年度)

第7節 ごみの処理施設の整備に関する事項

1. 中間処理施設

(1) 現在の焼却処理施設、破砕処理施設の計画

現在、町が運営・管理している焼却施設及び破砕処理施設は、2019年度（平成31年度）の広域処理への移行後に廃止するものとします。

また、2019年度（平成31年度）から広域処理施設へ移行となりますが、一部の事業系ごみの受入を引き続き行う計画であるため、プラットホームにコンテナを設置し、積替え施設として引き続き活用します。

なお、既存焼却施設は、広域移行後に残存するごみの処理が完了したのち、建築物を除く設備の解体を行い、解体撤去後のスペースを活用し、資源ストックヤード施設として引き続き利用する計画とします。

(2) 資源リサイクルセンター

現行施設のほか、焼却施設の解体撤去後に利用する施設と合わせ、継続して資源リサイクルセンターとして、資源ごみの分別、圧縮、保管を行っていきます。

なお、導入後年数が経過している圧縮機等については、計画的に更新していくものとします。

2. 最終処分場

現在、町が運営・管理している最終処分場は、2019年度（平成31年度）中に埋立を終了する計画であり、埋立終了後は、最終覆土や植生、ガス抜き設備等を施し、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関わる技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）の廃止基準に準拠した維持管理を進めて早期廃止を目指します。

第8節 その他ごみ処理に関し必要な事項

1. 不法投棄・不適正処理対策

- 不法投棄パトロールの継続「と」及び監視員の充実
- 町内会、農事組合、警察等との連携による不法投棄等防止対策連絡会の設置「強化」
- 地域一斉清掃等への住民参加の推進
- 町内会、農事組合、企業等による清掃ボランティア活動の実施の推進

2. 在宅医療廃棄物の処理に関する基本方針

- 注射針等の鋭利な物は、医療機関あるいは患者、その家族が医療機関へ持ち込み感染性廃棄物として処理します。
- ~~鋭利性の判断については、医療機関とリスクコミュニケーションを図り、互いに合意を図ったうえで、その処理方法を確立して取組みを進めます。~~
- 町は、地域在宅医療について医療機関と一緒に支えていくという意識のもと、患者のことを

第一に考えた対応を行います。

3. 感染性廃棄物の処理に関する基本方針

新型インフルエンザ等の対策については、清水町新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて行うものとしませんが、感染性廃棄物の処理については、環境省が作成した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理を行います。

4. 災害廃棄物対策の基本方針

■ 基本方針1：災害時の連絡体制の確立

災害発生時は、複合事務組合及び組合構成市町村と連携して災害対策本部等を立上げ、災害対策本部を中心とした連絡・連携体制により対応します。

■ 基本方針2：国及び道との連携体制の構築

大規模災害の場合、町、複合事務組合及び組合構成市町村だけでは対応しきれない状況になることも想定されるため、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分について、国、道へ支援要請を行います。

■ 基本方針3：防災体制の整備

災害発生に備え、感染症対策上から「燃やせるごみを優先収集する」、「公園・空地をごみの仮置場とする」、「臨時の搬送ルートを確保する」等の対策マニュアルを組合及び組合構成市町村と共同で策定します。

■ 基本方針4：事前広報活動の実施

災害時におけるごみの適正処理に向けた対策を、平常時から広報誌やホームページ等の広報媒体を利用して周知徹底を図ります。

第2編 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

基本方針1：公共下水道、集落排水処理施設への接続の促進と合併処理浄化槽の普及促進により生活排水処理率の向上を図ります。

基本方針2：し尿・浄化槽汚泥は、現在の広域処理体制で適正に処理します。

基本方針3：し尿・浄化槽汚泥の処理汚泥や公共下水道、集落排水汚泥の資源化を図ります。

基本方針4：生活排水対策に係る広報・啓発活動、環境教育を推進します。

1. 資源化計画

し尿・浄化槽汚泥はミックス処理施設で前処理後に組合の十勝川流域下水道施設で処理し、汚泥処理施設にて堆肥化による資源化を継続するとともに、公共下水道汚泥や集落排水汚泥は、町のコンポスト施設で堆肥化を継続します。

2. 収集・運搬計画

1：町の委託業者がし尿・浄化槽汚泥を収集・運搬し、町が公共下水道汚泥及び集落排水汚泥をコンポスト施設まで運搬する現状の収集・運搬体制を継続します。

2：将来的に減少が予測されるし尿・浄化槽汚泥について、経済的かつ効率的な収集・運搬がなされるよう、委託業者と協議を行っていきます。

3：公共下水道汚泥や集落排水汚泥の運搬車による環境負荷の軽減を図るため、低公害型の運搬車両の導入に努めます。

3. 中間処理計画

1：十勝圏複合事務組合のミックス処理施設及び十勝川流域下水道浄化センターによる広域処理体制を維持します。

2：将来的に減少が予測されるし尿・浄化槽汚泥について、適正かつ効率的な処理がなされるよう、組合に求めています。

第2節 生活排水処理の目標

目標値	生活排水処理率を中間目標年次の2022年度で90%以上、2027年度で95%以上、計画目標年次 2032年度 において100%とします。
-----	---

※（平成20●●年度）となっている。

現状 （平成2016年度）	中間目標年次 （平成2022年度）	中間目標年次 （平成2027年度）	計画目標年次 （平成2032年度）
86.0%	90.0%	95.0%	100%

第3節 目標達成のための基本施策等

（1）町民・事業者の取り組み

- 環境に優しい石鹼・洗剤を使用して適正量を守る、調理くずや廃食用油は排水として流さない、風呂の残り水の有効利用に努めるなど、発生源での対策に取り組みます。
- 浄化槽設置者は、適正な維持管理を励行します。

（2）町における基本施策

- 公共下水道及び集落排水処理区域では、未接続世帯に対し早期接続を働きかけ、PRしていきます。
- 公共下水道、集落排水施設の処理区域外や単独処理浄化槽を設置している世帯や事業所に対しては、合併処理浄化槽の設置・転換を**推進**します。
- 公共下水道、集落排水処理施設の適正な維持管理に努めます。
- 浄化槽設置者に対し、浄化槽の機能維持のため、定期的な保守点検、清掃、機能検査の実施等適正な維持管理を行うよう指導します。
- ホームページや広報誌への情報掲載等を通じて、**水環境の現状や計画の情報提供**を行います。
また、**各種PR活動を通じて環境学習の充実**を図ります。
- 浄化槽の維持管理業者に対し、汚泥引抜清掃時に必要以上の洗浄排水を使用しないよう指導します。

（3）組合における基本施策

- 2018年度（平成**30年度**）以降のし尿、浄化槽汚泥の処理は、新たに整備するミックス処理施設及び十勝川流域下水道施設において処理を行います。
- 浄化槽の維持管理業者に対し、汚泥引抜清掃時に必要以上の洗浄排水を使用しないよう指導します。
- 町が実施する水環境保全に関する広報・啓発活動、環境教育に協力します。

第4節 生活排水を処理する区域及び人口等

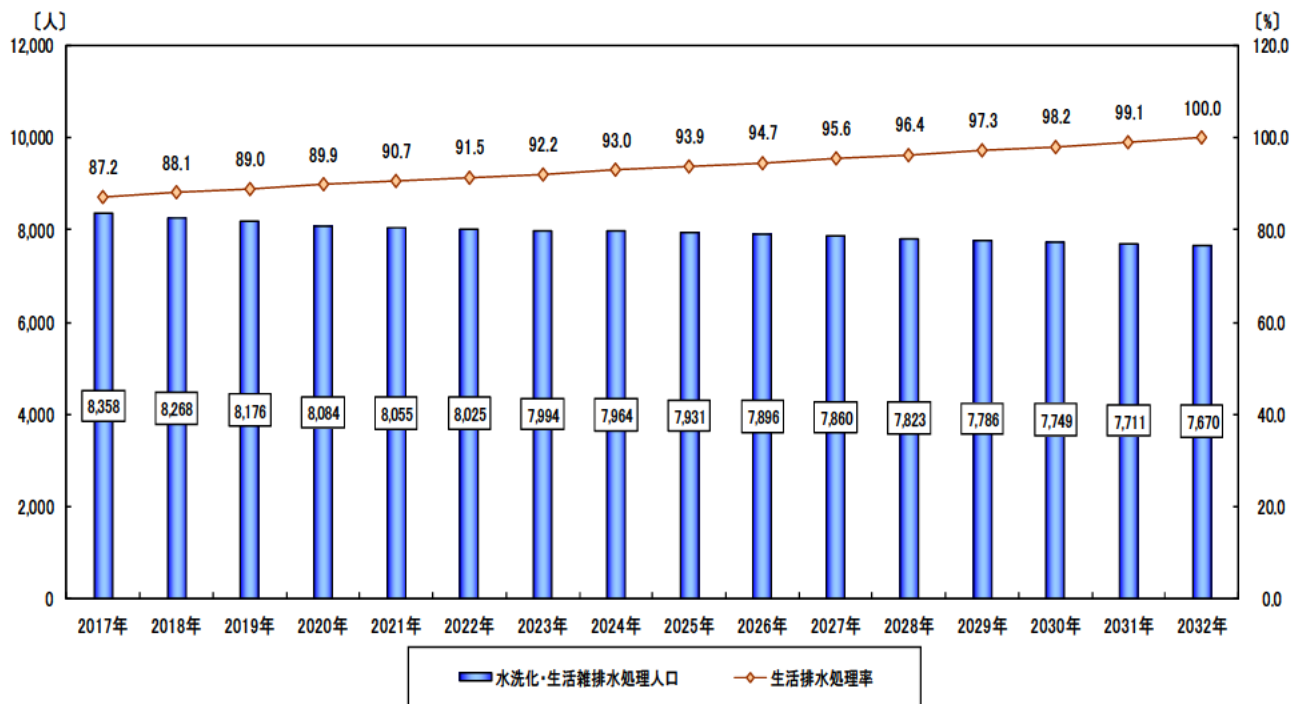


図7 水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率の推計

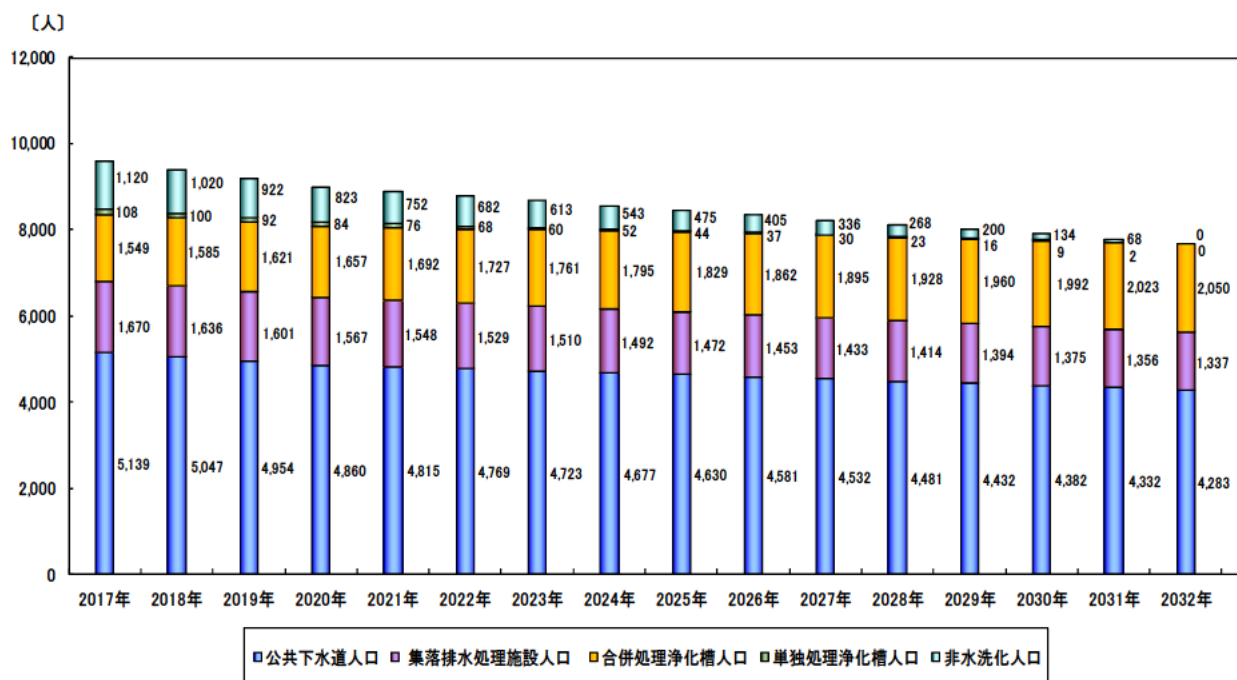


図8 生活排水処理形態別人口の推計

第5節 し尿・浄化槽汚泥等の処理計画

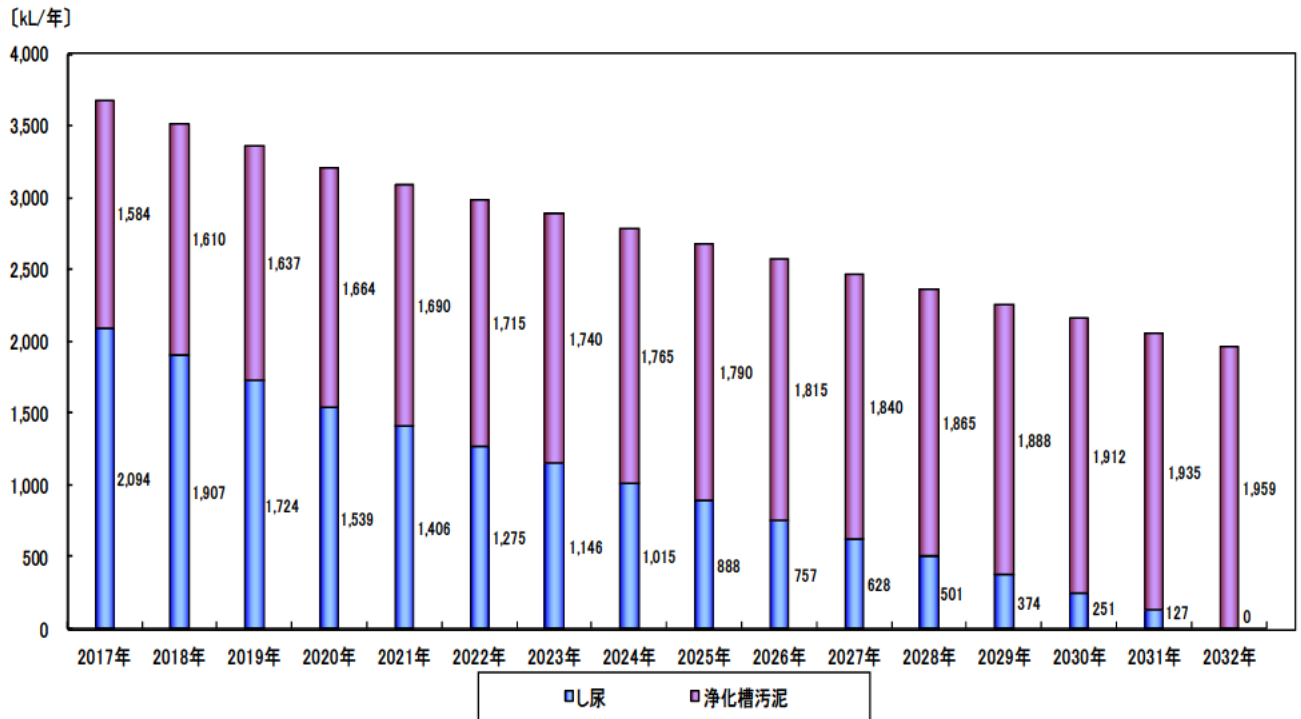


図9 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計

第6節 現在と計画目標年における生活排水処理フロー

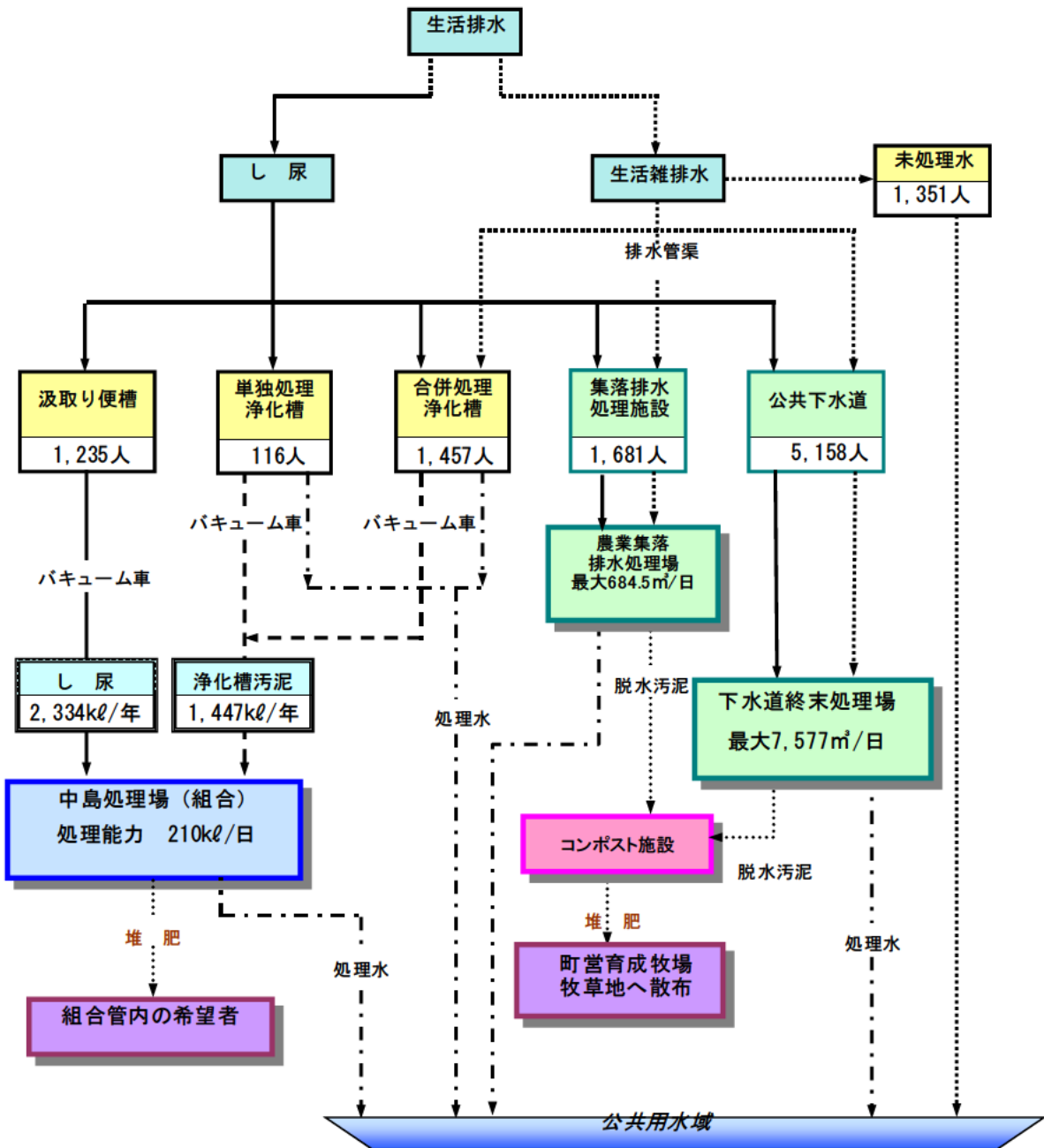


図10 現在の生活排水処理フロー（平成28 2016年度）

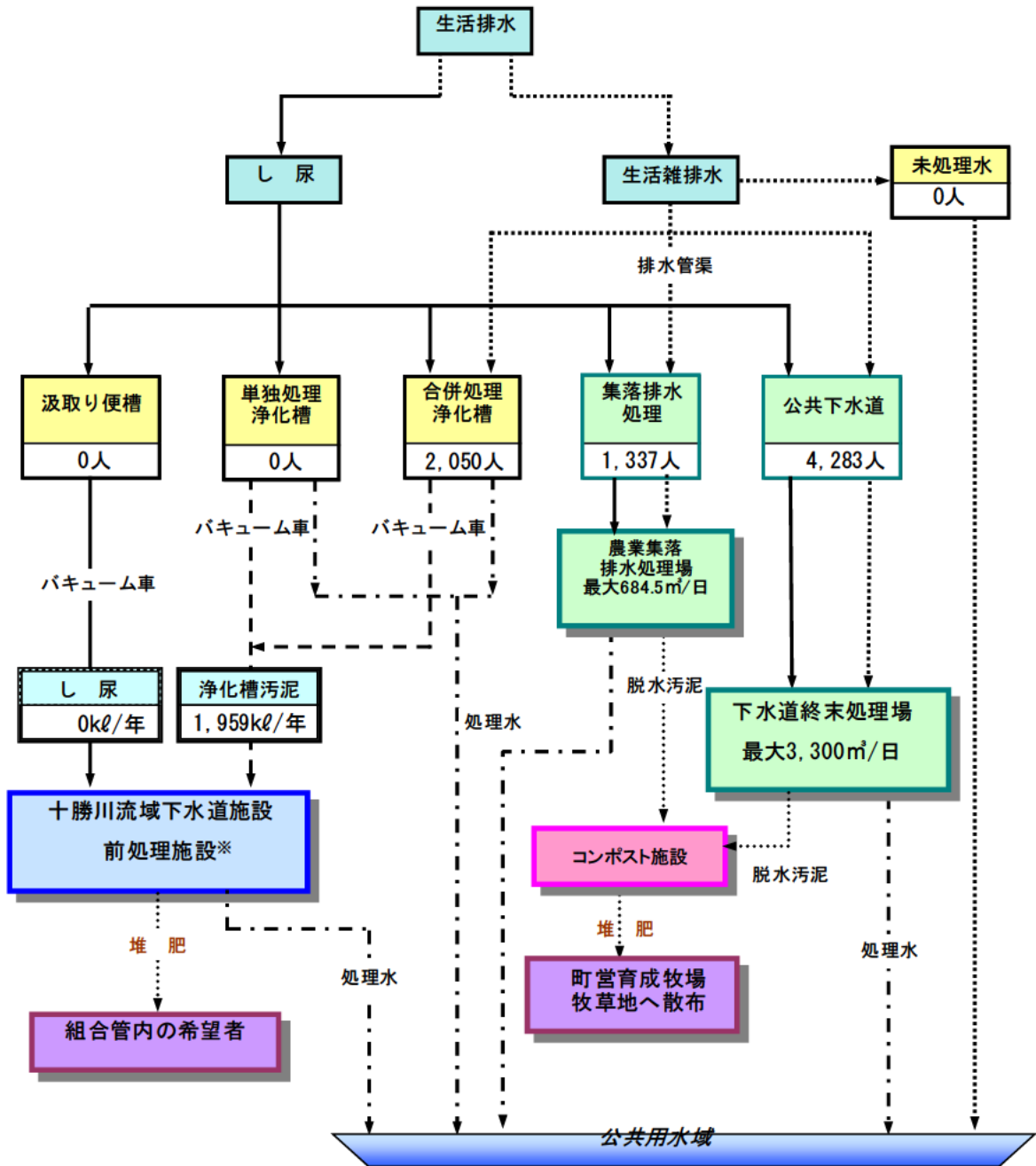


図 1 1 計画目標年における生活排水処理フロー（2032 年度）